

埼玉県土木工事委託業務設計変更ガイドライン

平成31年2月

埼玉県

目次

1. 設計変更の基本	・・・P. 1
(1) 設計変更の基本的な考え方	・・・P. 1
(2) 発注者・受注者の留意事項	・・・P. 1
(3) 設計変更の対象事項	・・・P. 2
(4) 設計変更の留意事項	・・・P. 3
(5) 設計変更の対象とならない場合	・・・P. 3
(6) 設計変更の手続	・・・P. 4
2. 設計変更の対象となるケース	・・・P. 5
(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある	・・・P. 5
(2) 設計図書の表示が明確でない	・・・P. 6
(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する	・・・P. 7
(4) 受注者の責によらない事由による業務の中止	・・・P. 8
(5) 受注者の請求による履行期間の延長	・・・P. 9
(6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	・・・P. 10
3. 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント	・・・P. 11
(1) 「設計図書の誤謬・脱漏、表示が明確でない場合」の設計変更	・・・P. 11
(2) 「設計図書の履行条件相違（条件決定の遅れ）」の設計変更	・・・P. 14
(3) 「設計図書の履行条件相違（設計項目の追加）」の設計変更	・・・P. 17
4. さらなる適正な設計変更の実施にむけて	・・・P. 19
5. 埼玉県標準委託契約約款（抜粋）	・・・P. 20
6. 埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款（抜粋）	・・・P. 21
7. 埼玉県土木設計業務共通仕様書（抜粋）	・・・P. 25
8. 埼玉県測量作業共通仕様書（抜粋）	・・・P. 27
9. 埼玉県地質・土質調査共通仕様書（抜粋）	・・・P. 29

1. 設計変更の基本

(1) 設計変更の基本的な考え方

土木工事委託業務^{*}は、発注者が示した業務の目的や条件を基に、受注者が技術力を駆使して高品質な成果品を作成するものである。

発注者は、業務を円滑かつ適正に実施するため、仕様書等に業務の条件等をあらかじめ適切に明示し、受注者においても、その内容を確実に理解した上で業務を行う必要がある。

業務の履行は、設計図書に基づいて行うべきものであるが、発注後の状況の変化などによって変更せざるを得ない場合や、変更した方がより技術的又は経済的に優れ、かつ合理的な場合もある。そのような場合は、発注者と受注者が協議して双方の合意と共通認識のもとで業務を行うこととし、その結果、履行期間や委託金額に変更が生じた場合は設計変更を行うものであり、その対応は監督員によって差異が生じてはならない。

※「土木工事委託業務」とは、測量業務、地質・土質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。

(2) 発注者・受注者の留意事項

- 発注者は、県の調査・設計業務に係る企業の安定経営を支えるため、発注計画の策定・公表や適正な履行期間の設定など計画的に事業を執行するとともに、債務負担や早期繰越の設定などにより発注と履行時期の平準化を図る。
- 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関との協議の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。）の変更の円滑化を図る必要がある。
- 発注者は、必要な業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、基本的な計画条件、関係機関との調整状況等を条件明示する。
- 受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、業務着手前に確認を行う。
- 受発注者は、業務工程表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。
- 受発注者は、現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計変更を行う。
- 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

(3) 設計変更の対象事項

以下のような場合においては、設計変更が可能である。

- ① 当初発注時点で予期しえなかった関係機関との協議の遅延など、受注者の責によらない事項が確認された場合
- ② 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
- ③ 所定の手続（埼玉県標準委託契約約款第8条及び第9条、埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款第18条～第25条、埼玉県土木設計業務共通仕様書第1121条～第1124条、埼玉県測量作業共通仕様書第21条～第24条、埼玉県地質・土質調査共通仕様書第121条～第124条）を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
- ④ 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
- ⑤ 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により設計変更の必要があると認められる場合

○設計変更の対象となる事項

設計変更の対象事項	契約約款 共通仕様書
① 設計図書に誤謬 ^{ごひゅう} 又は脱漏 ^{だつろう} がある	標準委託契約約款第8条 土木設計業務等標準契約約款第18条第1項第二号
② 設計図書の表示が明確でない	標準委託契約約款第8条 土木設計業務等標準契約約款第18条第1項第三号
③ 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する	標準委託契約約款第8条 土木設計業務等標準契約約款第18条第1項第四号
④ 受注者の責によらない事由による業務の中止	標準委託契約約款第8条 土木設計業務等標準契約約款第20条 土木設計業務共通仕様書第1124条 測量作業共通仕様書第24条 地質・土質調査共通仕様書第124条
⑤ 受注者の請求による履行期間の延長	標準委託契約約款第9条 土木設計業務等標準契約約款第22条 土木設計業務共通仕様書第1123条 測量作業共通仕様書第23条 地質・土質調査共通仕様書第123条
⑥ 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	土木設計業務共通仕様書第1105条 測量作業共通仕様書第6条 地質・土質調査共通仕様書第106条

(4) 設計変更の留意事項

設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

- ① 受発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
- ② 受発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
- ③ 設計変更に係る協議は、その必要が生じた都度、受発注者は遅滞なく行うものとする。
- ④ 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。(プロポーザル方式の場合)

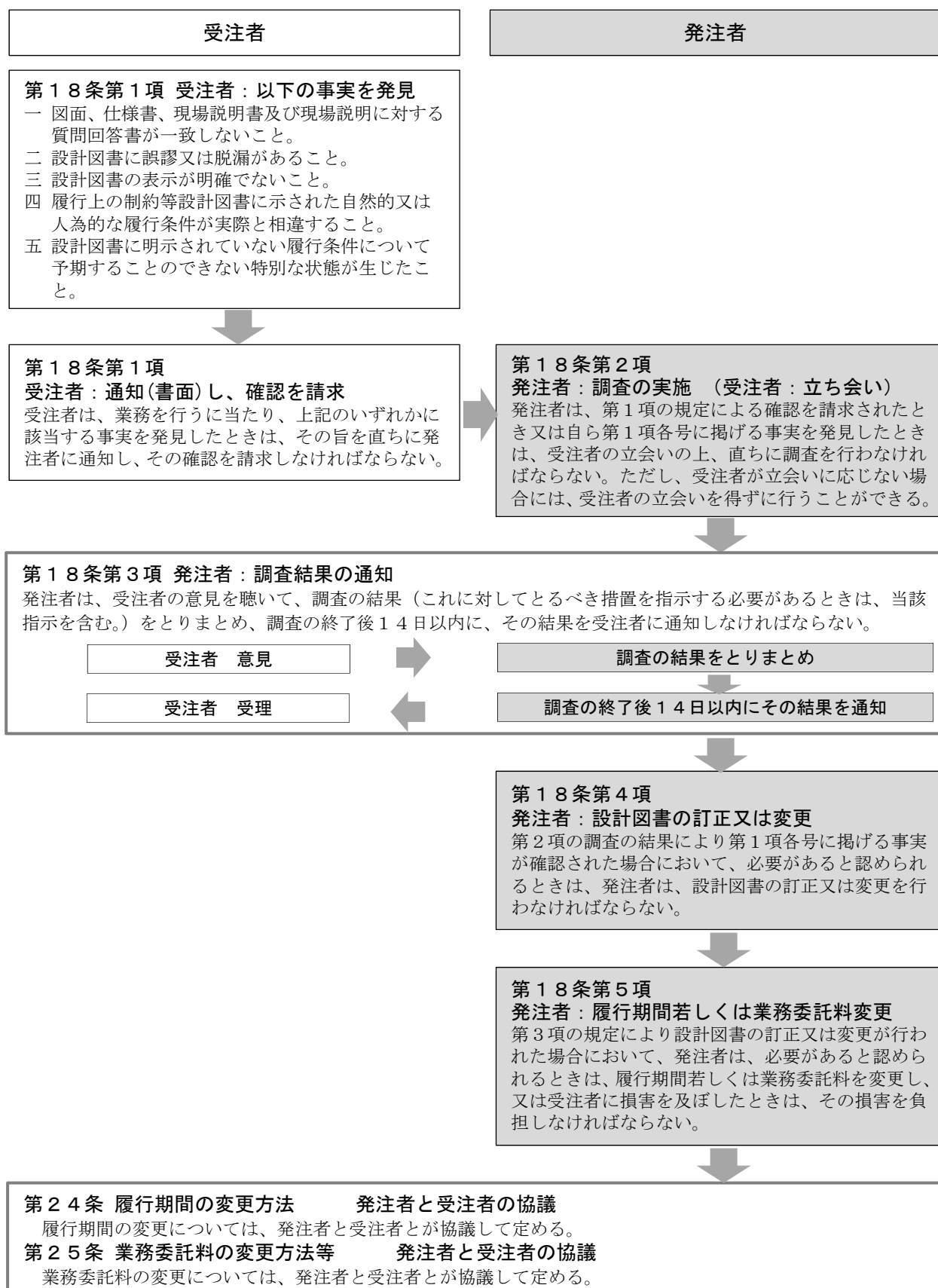
(5) 設計変更の対象とならない場合

下記のような場合においては、原則として標準委託契約約款第8条及び第9条、土木設計業務等標準委託契約約款第24条及び第25条の変更ができない。ただし、土木設計業務等標準委託契約約款第26条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施した場合
- ② 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
- ③ 委託契約約款・共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合（標準委託契約約款第8条及び第9条、土木設計業務等標準委託契約約款第18条～第25条、土木設計業務共通仕様書第1121条～第1124条、測量作業共通仕様書第21条～第24条、地質・土質調査共通仕様書第121条～第124条)
- ④ 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

(6) 設計変更の手続

以下に埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款に沿った一般的な設計変更手続きの流れを示す。



2. 設計変更の対象となるケース

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある

- 受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は、通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

(例)

- ・ 貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
- ・ 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
- ・ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

(受注者)

土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条 (条件変更等) 第 1 項第二号に基づき、その旨を直ちに発注者に通知



(発注者)

発注者は第 18 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



受注者及び発注者は土木設計業務等標準委託契約約款第 24 条、第 25 条に基づき、「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

(2) 設計図書の表示が明確でない

- 設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は、通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

(例)

- ・ 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、貸与時期が明記されていない。
- ・ 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
- ・ 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
- ・ 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

(受注者)

土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条（条件変更等）第 1 項第三号に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに発注者に通知



(発注者)

発注者は第 18 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



受注者及び発注者は土木設計業務等標準委託契約約款第 24 条、第 25 条に基づき、「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する

- 自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形等。また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

(例)

- ・ 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた。
- ・ 詳細な地質調査の結果や詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
- ・ 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- ・ 予定していた関係機関との協議が完了せず、土木設計業務等が続行できなかった。
- ・ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等が続行できなかった。
- ・ 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
- ・ その他、新たな制約等が発生した場合等

(受注者)

土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条 (条件変更等) 第 1 項第四号に基づき、自然又は人為的な履行条件が実際と相違する旨を直ちに発注者に通知



(発注者)

発注者は第 18 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



受注者及び発注者は土木設計業務等標準委託契約約款第 24 条、第 25 条に基づき、「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

(4) 受注者の責によらない事由による業務の中止

- 第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責によらない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる（現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る）。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

(例)

- ・ 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- ・ 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。
- ・ 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した。又は、受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。

(受注者・発注者)

天災等のため、受注者が業務を行うことができない。(受注者からの発議も可)



(発注者)

土木設計業務等標準委託契約約款第 20 条（業務の中止）第 1 項により、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

発注者より、一時中止の指示（契約上一時中止をかけることは発注者の義務）



履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。【土木設計業務等標準委託契約約款第 24 条】

※必要に応じて変更工程表等を提出

(5) 受注者の請求による履行期間の延長

- 受注者の責めに帰することができない事由（第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等）により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。

(例)

- ・ 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- ・ 天災等により業務の履行に支障が生じた。

(受注者)

土木設計業務等標準委託契約約款第 22 条（受注者の請求による履行期間の延長）第 1 項に基づき、

- ・ 履行期間の延長理由
- ・ 必要とする延長日数の算定根拠
- ・ 変更工程表等を提出



(発注者)

発注者は第 22 条第 2 項に基づき、必要に応じて履行期間の変更



履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。【土木設計業務等標準委託契約約款第 24 条】

(6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

- 受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

(例)

- ・ 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
- ・ 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- ・ 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合等

3. 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント

(1) 「設計図書ごびゅうの誤謬・脱漏だつろう、表示が明確でない場合」の設計変更

<関連箇所>

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

- (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある（土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 1 項第二号）
- (2) 設計図書の表示が明確でない（土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 1 項第三号）

【変更事例 1】設計図書の内容に脱漏がある場合

道路詳細設計について、業務に着手したところ、切土法面の計画箇所「法面工詳細設計」が必要だったが、設計項目に含まれていなかった。

適正な変更手続き

設計図書の脱漏発見

（土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 1 項）

- ・ 受注者は、設計図書の脱漏「法面工詳細設計」が必要であることを直ちに発注者に通知する。



調査～調査結果通知

（土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 2、3 項）

- ・ 受発注者は、打合せ等で、不足する設計項目「法面工詳細設計」の必要性について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。



設計図書変更～委託料変更

（土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 4、5 項、第 25 条）

- ・ 発注者は、「法面工詳細設計」について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計項目追加に伴う委託料の変更手続きを行う。

【変更事例 2】設計図書の表示が明確でない場合

築堤護岸詳細設計において、設計延長は明記されていたが、起終点の明示が無く隣接工区との境界位置が、地先地名の不明確な表現となっており、正確な設計区間を確認できなかった。

適正な変更手続き

設計図書の表示が明確でないことを発見

(土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 1 項)

- ・ 受注者は、設計図書の表示が明確でないこと「隣接工区との設計境界位置が不明」を直ちに発注者に通知する。



調査～調査結果通知

(土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 2、3 項)

- ・ 受発注者は、打合せ等で、「隣接工区との設計境界位置の明確化、それに伴う設計延長の増減」について、調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。



設計図書変更～委託料変更

(土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 4、5 項、第 25 条)

- ・ 発注者は、「設計起終点位置を測点で明示するとともに、それに伴う延長の変更」について設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計延長変更に伴う業務委託料の変更手続きを行う。

【設計変更のポイント】当初設計図書の^{だつろう}脱漏、表示が明確でない。

設計図書の脱漏の類似例

- ・ 構造物の基礎工検討、構造物の付帯施設検討等の設計項目の脱漏。

設計図書の内容が明確でない類似例

- ・ 設計箇所、設計区間の位置が明確でない。
- ・ 道路規格・道路幅員・交通区分といった設計条件が明確でない。

※ 契約前の注意点 業務内容の明確化

- ・ 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、設計業務内容を特記仕様書に明確に示すことが重要である。
- ・ 例えば「関係機関協議」の一式計上の場合は、「協議対象者、協議議題、協議回数、協議同行の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合の適切な設計変更が出来る。
- ・ 例えば、検討対象は様々だが、「検討業務」の一式計上の場合、「対象箇所数、対象延長、検討断面数、比較検討ケース数、作成図面内容、数量計算・事業費算定の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合に適正な設計変更が出来る。
- ・ 受注者は本ガイドライン（P.1）に示されているように、「入札・応募時点」において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要がある、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

(2) 「設計図書の履行条件相違（条件決定の遅れ）」の設計変更

<関連箇所>

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

- (3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する(土木設計業務等標準委託契約約款第18条第1項第四号)
- (6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの(土木設計業務共通仕様書第1105条、測量作業共通仕様書第6条、地質・土質調査共通仕様書第106条)

【変更事例3】 関連する調査・設計業務の遅れ

樋管詳細設計において、関連する地質調査業務の遅れ、関連する堤防詳細設計の堤防法線決定の遅れによって、基本条件決定が遅れ、履行期間内の作業完了が困難となった。

適正な変更手続き

履行条件の相違発見

(土木設計業務等標準委託契約約款第18条第1項)

- ・ 受注者は、履行条件の相違「地質条件、堤防法線条件の明示が遅れたこと」から、履行期間の延期が必要であることを直ちに発注者に通知する。



調査～調査結果通知

(土木設計業務等標準委託契約約款第18条第2、3項)

- ・ 受注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた樋管設計の履行期間」について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。



設計図書変更～期間変更

(土木設計業務等標準委託契約約款第18条第4、5項、第24条)

- ・ 発注者は、「履行期間」について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受注者は契約変更協議を行い、必要に応じ履行期間の変更手続きを行う。

【変更事例 4】 関係機関協議の遅れ

橋梁詳細設計の設計条件について河川管理者と協議を行ったところ、河川断面の計画が見直されることとなり、改めて予備設計レベルの検討と関係機関協議が必要となった。その結果、検討作業が追加され、履行期間の作業完了が困難となった。

適正な変更手続き

履行条件の相違発見

(土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 1 項)

- ・ 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議の結果、期間を要する検討作業が発生したこと」から、履行期間の延期が必要であること、追加作業が発生したことを直ちに発注者に通知する。



調査～調査結果通知

(土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 2、3 項)

- ・ 受発注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた橋梁詳細設計の履行期間、追加の検討作業」について、調査を行い、受注者は結果を発注者に通知する。



設計図書変更～期間・委託料変更

(土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 4、5 項、第 24 条、第 25 条)

- ・ 発注者は、「履行期間」の変更と「橋梁予備検討項目」の追加について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、履行期間と業務委託料の変更手続きを行う。

【設計変更のポイント】条件決定の遅れ

同時進行する調査・設計業務の工程に注意

- ・ 設計業務と同時進行で、設計条件と関連のある別途業務が実施される場合がある。
- ・ 受注者は、同時進行する関連業務状況を発注者に確認しながら業務を進め、遅れが生じる場合は設計変更手続きを行う。

業務工程表の活用

- ・ 受注者は、業務工程表を用い、設計条件確認時期と、それに基づく設計作業工程の関係を整理し、適正な延期期間の根拠資料とすることが必要である。

年度繰り越しの設計変更

- ・ 発注者は、履行期間延期が年度内に収まらないと判断される場合は、年度繰り越しによる履行期間の延期を行う。

調査・設計業務の条件決定の遅れが生じる類似例

- ・ 設計条件に関連する調査業務「測量、地質調査、交通量調査、地下埋設物調査等」の遅れ。
- ・ 設計条件に関連する設計業務「上流の設計成果、隣接工区の設計成果で条件・方針の整合を図る必要のあるもの等」の遅れ。

関係機関協議の遅れが生じる類似例

- ・ 公安委員会との調整による遅れ。
- ・ 河川管理者、道路管理者、公園管理者、砂防実施者、治山施設実施者との調整による遅れ。
- ・ 公益事業者（電気、ガス、上下水道、通信等）、鉄道事業者との調整による遅れ。
- ・ 地元住民（自治会含む）との調整による遅れ。
- ・ 農水関係組合、土地改良区との調整による遅れ。

(3) 「設計図書の履行条件相違（設計項目の追加）」の設計変更

<関連箇所>

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

- (3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する(土木設計業務等標準委託契約約款第18条第1項第四号)

【変更事例5】関係機関協議資料の項目追加

道路切土区間を横断する2か所の市道橋梁予備設計において、市道管理者との幅員確認を目的とした関係機関協議過程で、橋梁を1か所に集約する代替案が議題となり、橋梁添架物移設計画を含む検討案の概略図作成、概算事業費算出等の検討資料作成が必要となった。当初の関係機関協議資料作成内容は「市道幅員確認のための資料」と仕様書に記載されていたが、数量が一式計上となっていたため変更対象とならなかった。

適正な変更手続き

履行条件の相違発見

(土木設計業務等標準委託契約約款第18条第1項)

- 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議経緯から、当初協議目的と異なる新たな検討作業が増えた」ことを直ちに発注者に通知する。



調査～調査結果通知

(土木設計業務等標準委託契約約款第18条第2、3項)

- 受発注者は、打合せ等で、「当初発注項目に含まれていない追加作業（橋梁集約案の概略図作成、事業費算出）」の必要性と内容について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。



設計図書変更～委託料変更

(土木設計業務等標準委託契約約款第18条第4、5項、第25条)

- 発注者は、「橋梁集約案の検討」について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ業務委託料の変更手続きを行う。

【設計変更のポイント】設計項目の追加

関係機関協議による作業の追加

- ・ 関係機関協議での検討依頼について、当初発注の協議用資料作成として想定されている内容でない作業については、設計変更の対象とする。

※ 契約前の注意点 関係機関協議資料内容の明確化

- ・ 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、関係機関協議資料の内容を特記仕様書に明確に示すことが重要である。
- ・ 例えば、「資料の目的（排水流末確認協議、河川占用協議等）、数量（対象箇所数、対象範囲等）」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合の適切な設計変更が出来る。
- ・ 受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要がある、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

4. さらなる適正な設計変更の実施にむけて

前ページまでの変更事例以外にも、特記仕様書の条件明示に一式といった不明確な内容提示をしたことから、再度の設計変更を実施した事例がある。

また、契約後も発注者からの適切な条件や指示が示されないことから、業務の実施中における受発注者間の誤解や契約変更における判断の遅れを発生させ、混乱を生じさせた事例がある。

他にも、当初決定した設計条件に沿って設計を行っている履行中において、関係機関協議・住民調整の結果など、何らかの理由で「設計条件が途中で変更」された事例もある。

一方、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）」の基本理念に「請負契約の当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されており、また、発注者の責務に「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

以上の内容を踏まえ発注者は、業務遂行における遅れ、業務内容の相違及び業務実施の手戻りを生じさせず、適切な設計条件の明示と条件変更時の設計変更がなされるよう、以下に示す内容を心がける。

【日頃から心がける内容】

- 1) 業務の発注前までに、業務に係わる問題点の解決や設計条件を確定させること。
- 2) 業務着手前に、どのような設計条件であるか、受発注者間で共有すること。
- 3) 受発注間で密接な連絡をとりあい情報を共有すること。
- 4) 受注者からの疑義に対するクイックレスポンスや、ウィークリースタンスを実施すること。
- 5) 設計条件の再認識や施工の留意点が把握できる現地踏査を必要に応じて実施すること。
- 6) 業務のクリティカルパスが把握できる業務工程表を受発注者間で共有すること。
- 7) 受発注者相互で何を確認し、何を了承したか記録する打合せ記録簿を共有すること。
- 8) 受注者とは対等であることを認識すること。

5. 埼玉県標準委託契約約款（抜粋）

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の仕様書（現場説明書等を含む。）及び図面（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）がある場合には発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託金額を支払うものとする。

3 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

（業務の内容の変更、中止等）

第8条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもってこれを定める。

2 前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定める。

（履行期間の延長）

第9条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

6. 埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款（抜粋）

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（地元関係者との交渉等）

- 第12条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

- 第17条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。

五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

[注] この項は、現場調査業務を委託する場合に規定する条項である。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知

して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

[注] 下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。

- 3 発注者は、前二項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

[注] 下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。

(業務に係る受注者の提案)

第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第22条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第24条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が履行

期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第25条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

[注] この条は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文である。

7. 埼玉県土木設計業務共通仕様書（抜粋）

第1105条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第1115条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会いするとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議の上定めるものとする。

第1121条 条件変更等

- 1 契約書第18条第1項第五号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第20条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第1122条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合

- (4) 契約書第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第1121条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第1123条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを併せて事前に通知しなければならない。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書第23条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1124条 一時中止

- 1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。
 - なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1133条により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

8. 埼玉県測量作業共通仕様書（抜粋）

第6条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第15条 地元関係者との交渉等

- 1 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議の上定めるものとする。

第21条 条件変更等

- 1 監督員が、受注者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、書面によるものとする。
- 2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。

なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。

- (1) 第16条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
- (2) 天災その他の不可抗力による損害。
- (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第22条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。

- (1) 測量業務内容の変更により委託金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) 第21条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第23条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書第9条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

第24条 一時中止

- 1 契約書第8条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
- なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、第30条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。
- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者及びその使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

9. 埼玉県地質・土質調査共通仕様書（抜粋）

第106条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で監督員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。
ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第115条 地元関係者との交渉等

- 1 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。
なお、変更に必要な期間及び経費は、発注者と協議の上定めるものとする。

第121条 条件変更等

- 1 監督員が受注者に対して地質・土質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、書面によるものとする。
- 2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - (1) 第116条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害。
 - (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第122条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。
 - (1) 地質・土質調査業務内容の変更により委託金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合
- 2 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第121条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第123条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して地質・土質調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書第9条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

第124条 一時中止

- 1 契約書第8条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による業務の中断については、第130条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者及びその使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

(参考様式1)

〇〇第〇 〇 〇 〇号
平成 年 月 日

(受注者名) 様

(発注者名) 埼玉県〇〇事務所長

〇〇 〇〇 印

委託業務の一時中止について

下記委託業務について、一時中止したいので通知します。

記

委託業務の名称	
履行場所	
履行期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
〔委託金額〕 〔業務委託料〕	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円)
業務中止年月日	平成 年 月 日
業務中止内容 又は箇所	
業務中止理由	
業務中止解除 (見込・確定) 年月日	平成 年 月 日

(参考様式2)

〇〇第〇 〇 〇 〇号
平成 年 月 日

(受注者名) 様

(発注者名) 埼玉県〇〇事務所長

〇〇 〇〇 印

委託業務の一時中止解除について

平成 年 月 日付〇〇第〇〇〇〇号で通知し、一時中止した下記委託業務について、一時中止を解除したいので通知します。

記

委託業務の名称	
履行場所	
履行期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
〔 委託金額 〕 〔 業務委託料 〕	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円)
業務中止年月日	平成 年 月 日
業務中止解除 年月日	平成 年 月 日